

日本企業の海外展開動向を踏まえた
国際課税制度のあり方に関する研究会
最終報告書

経済産業省 経済産業政策局 投資促進課

目次

はじめに	3
I グローバル・ミニマム課税の動向	4
1. 制度の概要	4
2. 各国の動向	5
II 我が国の CFC 税制の改正の経緯と目的の変遷	6
1. 現行制度の概要	6
2. 改正の経緯	7
3. 目的の変遷	8
III 我が国の CFC 税制の現状と課題	9
1. 日本企業の海外展開と CFC 税制	9
2. 現行制度の課題	9
IV 我が国の CFC 税制の見直しの方向性	18
1. 今後の CFC 税制の見直しに向けた対応方針	18
2. 各課題に係る見直しの方向性	19
V 諸外国の税制措置とグローバル・ミニマム課税の関係	25
1. グローバル・ミニマム課税における税制措置の取扱い	25
2. 諸外国の税制措置がグローバル・ミニマム課税の計算に与える影響	25
VI まとめ	26

はじめに

近年、経済のグローバル化・デジタル化の進展により日本企業の海外展開が加速し、直接投資による収益が拡大している。国際収支統計を見ると、日本企業が海外子会社から受け取る配当金等からなる「第1次所得収支」の2024年度の黒字額は、41.7兆円（速報値）と過去最大となっている。今後、我が国が持続的な経済成長を実現するためには、企業の高い国際競争力を一層強化し、海外の成長市場を取り込んでいくことが重要である。

他方で、海外事業活動を取り巻く環境をみると、2021年にOECD/G20において、新たな国際課税ルールである「市場国への新たな課税権の配分等」及び「グローバル・ミニマム課税」が国際的に合意されるなど、国際課税制度は激動の時代を迎えている。特に、グローバル・ミニマム課税については、法人税の引下げ競争に歯止めをかけることを目的として、一定規模以上の多国籍企業を対象に15%以上の課税を確保する仕組みであるところ、各国で導入が進展している。

こうした中、経済産業省では、2022年に「最低税率課税制度及び外国子会社合算税制のあり方に関する研究会」を開催し、国際的な租税回避行為を防止するため日本で導入されている外国子会社合算税制（CFC税制）とグローバル・ミニマム課税との関係整理及びCFC税制の簡素化のあり方等について検討を行った。一方で、2023年以降、諸外国ではグローバル・ミニマム課税の導入に伴いCFC税制を見直す動きが見られ、また、2024年度には日本においてグローバル・ミニマム課税の適用が開始されるなど、状況の変化が生じている。これらを踏まえ、CFC税制をはじめとした国際課税制度について、日本企業の国際競争力の維持・向上の阻害要因とならないよう、改めて課題等を整理し、今後のあり方を検討する必要性が高まっていたことから、「日本企業の海外展開動向を踏まえた国際課税制度のあり方に関する研究会」を開催した。

本研究会では、CFC税制において日本企業の国際競争力の阻害要因となりうる主な課題を、制度趣旨の不明確さ、合理的な経済活動の実体がある外国子会社への過剰課税、グローバル・ミニマム課税とCFC税制の併存による膨大な事務負担と整理した上で、各課題の解決のためのCFC税制の見直しの方向性について検討した。また、諸外国の税制措置とグローバル・ミニマム課税の関係について、現状の整理等を行った。

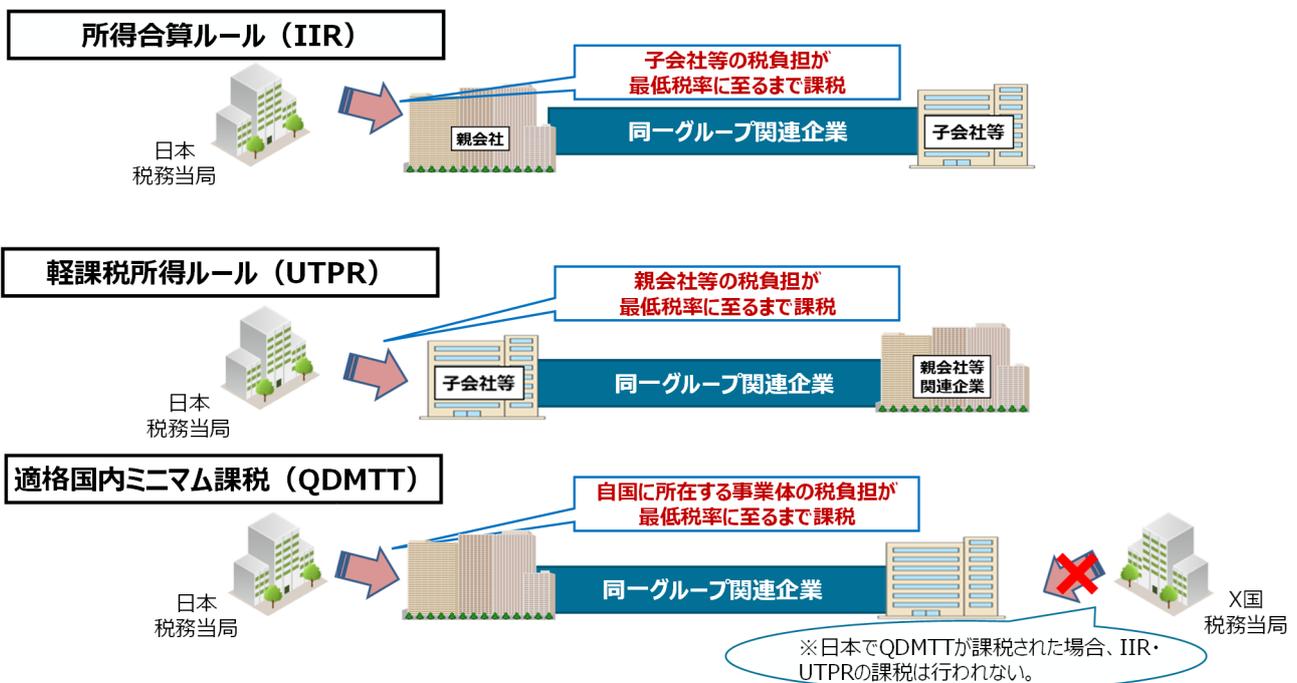
I グローバル・ミニマム課税の動向

1. 制度の概要

近年、経済のデジタル化が進展する中で、市場国に物理的拠点（PE:Permanent Establishment）を置かずにビジネスを行う企業が増加することにより、「PE なければ課税なし」という従来の国際課税原則では市場国で適切に課税が行えないという問題が顕在化していた。また、各国では、法人税率等の継続的な引下げにより企業を誘致する動きが見られ、各国の法人税収基盤の弱体化及び企業間の公平な競争条件を阻害するという問題も顕在化していた。

このような経済のデジタル化に伴う国際課税上の問題への対応策については、OECD の BEPS プロジェクトにおいて検討が行われ、2021 年 10 月には OECD/G20 の BEPS 包摂的枠組みにおいて、「2本の柱」について最終合意が実現した。「2本の柱」は、市場国への新たな課税権の配分等（「第1の柱」）と、グローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）から構成される。グローバル・ミニマム課税は、法人税引下げ競争に歯止めをかけることを目的として、各国ごとに最低税率（15%）の課税を確保する仕組みであり、所得合算ルール（IIR: Income Inclusion Rule）、軽課税所得ルール（UTPR: Undertaxed Profits Rule）、適格国内ミニマム課税（QDMTT: Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）の3つのルールから構成される。各ルールの概要は、図1のとおりである。

【図1】 グローバル・ミニマム課税の概要



(資料) 財務省資料を基に経済産業省にて作成

グローバル・ミニマム課税は、総収入金額が7.5億ユーロ以上の多国籍企業グループを対

象として適用される。対象となる多国籍企業グループは、国別実効税率（ETR：Effective Tax Rate）が最低税率である 15%を下回るかを算定し、15%を下回る場合にはその税率差としてトップアップ税率を算出する。なお、ETR は、財務諸表上の当期純損益に所定の調整を加えて計算した GloBE 純所得を分母、財務諸表上の対象租税に所定の調整を加えて計算した調整後対象租税を分子として算定される。そして、GloBE 純所得から実質ベースの所得除外（SBIE：Substance Based Income Exclusion）として一定の件費及び一定の有形資産簿価の 5%を除外した残額として対象所得を算出し、対象所得にトップアップ税率を乗じて算定されたトップアップ税額について上乗せ課税が行われる¹。

グローバル・ミニマム課税について、2021 年 10 月の最終合意以降、BEPS 包摂的枠組みにより、2021 年 12 月に各国が国内法整備に当たって参照すべきモデルルールが、また、2022 年 3 月に当該モデルルールの内容を解説するコメンタリーが、それぞれ承認された。さらに、2022 年 12 月に納税者のコンプライアンス上の事務負担の軽減等の観点からセーフハーバー²等に関するルールを定めた実施パッケージが公表された。その後、2023 年 2 月から順次³、制度の明確化等の観点からコメンタリーを補足する執行ガイダンスが公表されており、引き続き制度詳細についての議論が継続されている。

2. 各国の動向

BEPS 包摂的枠組みへの各参加国は、グローバル・ミニマム課税についてのコモン・アプローチを前提として、必ずしも国内で同制度を採用することを要求されない一方、採用する場合には、モデルルールやコメンタリーの規定、その後の執行ガイダンスの内容等（以下、GloBE ルール）に整合する形で制度を実施・運用することが求められる。我が国においては、IIR は令和 5 年度税制改正、UTPR 及び QDMTT は令和 7 年度税制改正にて法制化された。各国においても表 1 のとおり、グローバル・ミニマム課税の法制化が進展している⁴。なお、米国では 2025 年 1 月に発足した新政権により、国際課税ルールに関する文書等が発出されており、同国の動向について特に注視する必要がある。

¹ グローバル・ミニマム課税の導入の経緯や、最終合意後の動き、制度の概要については、財務省『令和 5 年度 税制改正の解説』を参照。

² グローバル・ミニマム課税導入直後の事務負担緩和のための規定。2026 年 12 月 31 日以前に開始する対象会計年度（2028 年 6 月 30 日までに終了するものに限る。）については、移行期間として、国別報告事項（CbCR：Country by Country Report）を活用した簡易な判定を認める移行期間 CbCR セーフハーバーの内容等が公表された。

³ 2023 年 2 月以降、2023 年 7 月、2023 年 12 月、2024 年 6 月、2025 年 1 月に執行ガイダンスが公表されている（2025 年 5 月時点）。

⁴ ただし、一部の主要国では、グローバル・ミニマム課税の法制化に係る見通しが公表されていない。

【表 1】 各国におけるグローバル・ミニマム課税の導入状況等

国名	IIR	UTPR	QDMTT/DMTT	法制化の状況
欧州				
フランス	2024/1/1	2025/1/1	2024/1/1	法律の発効
ドイツ	2024/1/1	2025/1/1	2024/1/1	法律の発効
オランダ	2024/1/1	2025/1/1	2024/1/1	法律の発効
スイス	2025/1/1	未定	2024/1/1	法律の発効
イギリス	2024/1/1	2025/1/1	2024/1/1	法律の発効
アジア・オセアニア				
日本	2024/4/1	2026/4/1	2026/4/1	法律の発効
韓国	2024/1/1	2025/1/1	公式発表無し	法律の発効
ベトナム	2024/1/1	公式発表無し	2024/1/1	法律の発効
シンガポール	2025/1/1	公式発表無し	2025/1/1	法律の発効
タイ	2025/1/1	2025/1/1	2025/1/1	法律の発効
オーストラリア	2024/1/1	2025/1/1	2024/1/1	法律の発効
南北アメリカ				
カナダ	2024/1/1	2025/1/1 ※	2024/1/1	法律の発効

※ カナダについてはドラフト公表段階であり、現時点では未成立
 (資料) KPMG BEPS 2.0 Tracker (2026年6月16日時点) (<https://digitalgateway.kpmgservices.tech/en-US/news/beps>) 等を参考に経済産業省にて作成

また、グローバル・ミニマム課税 (IIR) は、親会社等において外国子会社等の所得に対して課税するという点で CFC 税制と類似する性質を有することから、他国では、グローバル・ミニマム課税の導入に伴い CFC 税制を見直す動きもみられる。例えばドイツでは、グローバル・ミニマム課税の最低税率との整合性から、CFC 税制の対象となる低税率の基準が 25%未満から 15%未満に引下げられた。イタリアでは、制度対象となる外国子会社等の判定において簡易な実効税率テストが導入され、一定の監査済財務諸表上の税引前当期純利益を分母、当期税金費用、繰延税金費用及び QDMTT 課税額を含む税金費用を分子として算定された簡易実効税率が 15%以上であれば適用免除となる見直しがなされている⁵。

II 我が国の CFC 税制の改正の経緯と目的の変遷

1. 現行制度の概要

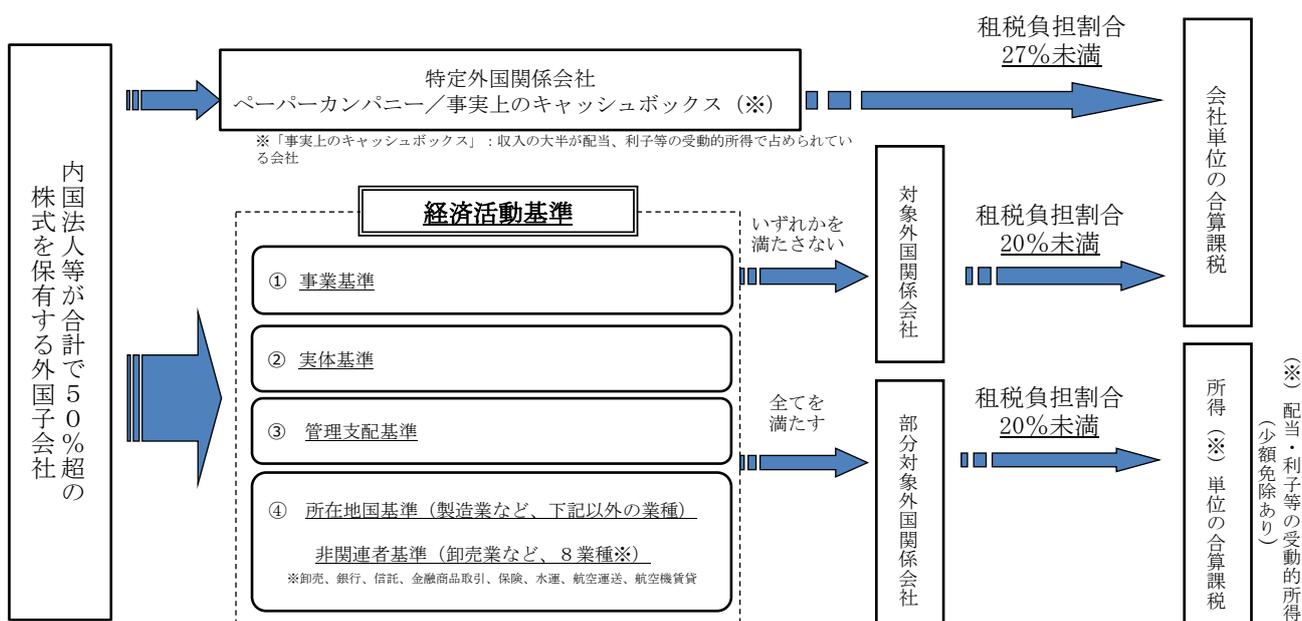
我が国の CFC 税制は、外国子会社等を利用した租税回避を防止するため、外国子会社等の活動実体に基づかない所得を日本親会社等の所得に合算して法人税を課税する制度である。同税制では、外国関係会社⁶がペーパーカンパニー等である場合又は経済活動基準のい

⁵ 経済産業省「令和 6 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業 (諸外国等における経済の電子化を踏まえた課税の動向及びそれを踏まえた我が国の国際課税制度の在り方等に係る調査研究事業) 調査報告書」参照

⁶ CFC 税制の適用対象となる可能性がある外国関係会社とは、外国法人の各事業年度末において、日本資本により 50%超保有されている又は実質支配されている当該外国法人をいう (措法 66 の 6②一、措令 39 の 20

ずれかを満たさない場合には、特定外国関係会社⁷又は対象外国関係会社⁸として、その所得に相当する金額について日本親会社等の所得とみなし、合算して課税する。また、外国関係会社が経済活動基準を全て満たす場合であっても、部分対象外国関係会社⁹として、利子・配当・使用料等のいわゆる受動的所得については、日本親会社等の所得とみなし、合算して課税する。ただし、企業の事務負担に配慮し、外国関係会社の租税負担割合が一定以上（特定外国関係会社は 27%、対象外国関係会社及び部分対象外国関係会社は 20%）の場合には、本税制の適用は免除される。現行の CFC 税制の概要は図 2 のとおりである。

【図 2】 現行の CFC 税制の概要



(資料) 経済産業省にて作成

2. 改正の経緯

CFC 税制は、昭和 53 年度税制改正において創設された。制度創設当初は、指定された軽課税国等に所在する外国子会社等を対象として合算課税する制度であったが、平成 4 年度税制改正において、個々の外国子会社が合算対象に該当するか否かを租税負担割合（トリガー税率）で判定する制度に変更された。

その後、平成 29 年度税制改正において、「外国子会社の経済実態に即して課税すべき」という「BEPS 最終報告書」の行動 3 を踏まえ、租税回避リスクを外国子会社等の租税負担割合により把握する制度から、外国子会社等の所得や事業の内容によって把握する制度へ

①。外国関係会社の各事業年度末において、外国関係会社を 10%以上保有する又は実質支配する内国法人は、CFC 税制の適用を受ける納税義務者となる（措法 66 の 6 ①、66 の 9、措令 39 の 20①）。

⁷ 措法 66 の 6 ②二

⁸ 措法 66 の 6 ②三

⁹ 措法 66 の 6 ②六

の抜本的な見直しが行われた。これにより、制度適用の有無を入口で判定するための基準として定められていたトリガー税率は廃止されたが、企業の事務負担を軽減する観点から租税負担割合による適用免除基準が整備され、改正前の制度との継続性が維持されている。

直近では、令和5年度税制改正以降におけるグローバル・ミニマム課税の導入に伴い、対象企業に追加的な事務負担が生じることを契機として、CFC税制に関して想定される租税回避リスクと企業の事務負担等を総合的に勘案した見直しが行われている。

CFC税制の主な変遷は表2のとおりである。

【表2】主なCFC税制の改正内容

改正年度	主なCFC税制の改正内容（※は関連する国際課税の動向）
昭和53年度	CFC税制の創設（軽課税国指定制度）
平成4年度	軽課税国指定制度を廃止し、個々の外国子会社の租税負担割合により合算対象を判定
平成21年度	※外国子会社配当益金不算入制度の導入
平成22年度	・合算対象を判定する租税負担割合（以下、「トリガー税率」）を25%以下から20%以下に変更 ・資産性所得の合算課税制度の創設
平成27年度	トリガー税率を20%以下から20%未満に変更
平成29年度	・特定外国関係会社（いわゆるペーパーカンパニー等）に係る所得を会社単位で合算 ・トリガー税率の廃止及び適用免除基準の創設 <u>（例えば特定外国関係会社については租税負担割合が30%以上の場合に適用除外）</u> ・実質支配基準の導入と持株割合の計算方法の見直し ・適用除外基準から経済活動基準への変更（事業基準・所在地国基準の判定方法の見直し等） ・受動的所得に対する課税の強化 ※BEPSプロジェクト最終報告書公表（2015年10月）- 行動3：効果的なCFC税制の構築
平成30年度	PMI特例（一定の株式譲渡益を適用対象金額から控除）の創設
令和元年度	ペーパーカンパニー特例の創設（一定の持株会社等をペーパーカンパニーの範囲から除外）及び企業集団等所得課税規定の取扱い明確化
令和5年度	特定外国関係会社に係る適用免除となる租税負担割合の閾値を30%以上から27%以上に変更 ※第2の柱に係るG10BEモデルルール（2021年12月）、コメントリー（2022年3月）の公表

（資料）経済産業省にて作成

3. 目的の変遷

CFC税制創設の必要性について、昭和53年度税制改正に関する税制調査会答申¹⁰では、我が国経済の国際化に伴い、いわゆるタックスヘイブンに子会社等を設立し、これを利用して税負担の不当な軽減を図る事例が見受けられるため、所要の立法措置が必要であると言及されている。

制度導入後、CFC税制の目的は、内国法人に配当せずに外国子会社等に利益を留保することによる課税繰延の防止であるとの説明が多くみられるようになっていたが、平成21年度税制改正により外国子会社配当益金不算入制度が導入されたことから、CFC税制の目的を課税繰延の防止と捉えることは困難となった。令和5年6月の税制調査会答申¹¹では、CFC税制は軽課税国への所得移転を租税回避として、それに対応するという意義を持つよ

¹⁰ 税制調査会「昭和52年12月 昭和53年度の税制改正に関する答申」p. 6

¹¹ 税制調査会「令和5年6月 わが国税制の現状と課題 -令和時代の構造変化と税制のあり方-」p. 236

うになったとの見解が示されている。

グローバル・ミニマム課税と CFC 税制との関係については、令和 5 年 6 月の税制調査会答申¹²において、CFC 税制は、経済的な実体の乏しい子会社等を用いた租税回避に対処することを目的とするのに対して、グローバル・ミニマム課税は、各国共通の最低税率の導入により法人税引下げ競争に歯止めをかけることを目的とするものであり、両者は目的を異にする別個の仕組みであるとされている。そして、国際的なルールにおいても、両制度は併存するものと整理されており、対象となる企業の事務負担には一定の配慮を行いつつ、引き続きそれぞれの制度の目的を果たすことが重要であると言及されている。

一方で、累次の制度改正が行われているにもかかわらず、CFC 税制創設当初の目的や趣旨がどのように変遷しているかについては必ずしも明らかでない¹³。このため、現在の CFC 税制については、防止すべき租税回避の概念や範囲が明確でなく、本来租税回避行為によるものと考えられない所得についても合算対象として課税されるケース（いわゆる過剰課税）が生じている可能性が指摘されている。

Ⅲ 我が国の CFC 税制の現状と課題

1. 日本企業の海外展開と CFC 税制

日本企業の外国子会社数や外国子会社における売上高及び経常利益は増加傾向¹⁴にあり、海外での事業活動の重要性がますます高まっている中、合理的な経済活動の実体のある外国子会社の所得が、日本親会社において CFC 税制の合算課税の対象となるケースが生じている。また、海外事業活動の拡大に伴う外国子会社数の増加や、平成 29 年度税制改正に伴い制度判定の対象となった外国子会社数の増加により、CFC 税制に係る企業の事務負担が増大していることに加えて、グローバル・ミニマム課税が導入されたことで、特にグローバル・ミニマム課税と CFC 税制（以下、両制度）の適用対象となる日本企業には膨大なコンプライアンスコストが生じている。

これらにより、日本企業の国際競争力が阻害されることが懸念されるため、グローバル・ミニマム課税の導入を契機として、我が国の CFC 税制の現状と課題を整理した上で、今後の税制のあり方について検討する必要がある。

2. 現行制度の課題

日本企業に生じている CFC 税制上の主な課題として、以下が挙げられる。

¹² 税制調査会「令和 5 年 6 月 わが国税制の現状と課題 -令和時代の構造変化と税制のあり方-」 p. 232

¹³ みずほ CFC 課税事件最高裁判決（令和 5 年 11 月 6 日）や、日産キャプティブ再保険 CFC 課税事件最高裁判決（令和 6 年 7 月 18 日）においても、現在の CFC 税制の目的・趣旨には踏み込まれていない。

¹⁴ 経済産業省「海外事業活動基本調査」によると、海外現地法人（日本側出資比率が 10%以上の外国法人及び日本側出資比率が 50%超の海外子会社が 50%超の出資を行っている外国法人）について、2002 年から 2022 年の期間において、現地法人数は約 1 万 3 千社から約 2 万 5 千社に、売上高は約 150 兆円から約 350 兆円に、経常利益は約 5 兆円から約 20 兆円に増加している。

(1) 制度趣旨が不明確

現在の CFC 税制は、経済的な実体の乏しい子会社等を用いた租税回避に対処することを目的とすることとされている¹⁵が、近年の最高裁判決では、租税回避防止に加え、法的安定性や予測可能性の確保を重視する考えが示されている¹⁶。しかし、法的安定性等の要請から設定された判定基準等とビジネスの現状に乖離が生じているとすれば、当該判定基準等に基づき形式的に課税対象が判定されることにより、本来の制度趣旨に反して課税されることが懸念される。

さらに、日本企業が海外 M&A¹⁷を行う場合において、買収に伴い生じる CFC 課税が要因となって買収を断念したケースが報じられている¹⁸。海外 M&A により取得した外国子会社において買収完了前に生じていた所得については、日本からの所得移転による日本の課税ベースの浸食が生じていないことは明らかであると考えられるが、外国子会社の事業年度末における株主が日本企業であれば CFC 税制の適用対象となる可能性がある¹⁹。そのため、本来の制度趣旨よりも広範囲の所得に対して合算課税が生じ、M&A 交渉等において日本企業が他国競合企業に比して不利になるおそれがあるほか、日本企業が海外企業の買収を断念したり、買収の結果として不測の CFC 課税を受けたりする事態も現に生じているものと考えられる。また、CFC 税制が要因となって海外 M&A が阻害される場合には、将来の日本の課税所得が失われ、税収確保の面からも悪影響が生じ、むしろ本末転倒の事態が生じる結果となると考えられる。

こうした実態を踏まえ、制度趣旨を越えた課税が行われないう、現在の CFC 税制の趣旨について明確化することが求められる。

(2) 過剰課税の発生

企業からは、特に以下のようなケースにおいて、本来、租税回避行為によるものと考えられない所得に対する課税が生じており、海外での事業活動が阻害されている可能性が指摘されている。

¹⁵ 税制調査会「令和 5 年 6 月 わが国税制の現状と課題 -令和時代の構造変化と税制のあり方-」p. 232

¹⁶ みずほ CFC 課税事件最高裁判決（令和 5 年 11 月 6 日）では、租税特別措置法 66 条の 6 第 1 項の趣旨目的について、内国法人が軽課税国に設立した子会社を利用して「我が国における租税の負担を回避するような事態を防止し、課税要件の明確性や課税執行面における安定性を確保しつつ、税負担の実質的な公平を図ることを目的とするものと解される」と言及されている。

¹⁷ 本報告書における海外 M&A は、日本企業による海外企業の買収（買収の他、合併等の組織再編を含む）、いわゆる In-Out M&A を指す。

¹⁸ 報道によると、当該日本企業は海外企業の全株式を公開買付けにより取得する旨の基本合意書を締結したが、税務当局より、基本合意書に規定された組織再編を実施した場合に、本邦 CFC 税制に基づき課税所得の計上及び納税が必要となる旨の回答を受領したため、基本合意書に定められていた解除権を行使し、公開買付けを終了した。

¹⁹ 例えば、3 月決算法人である内国法人が、12 月決算の外国法人を X 年 4 月 1 日に買収した場合、当該外国法人の X 年 12 月 31 日時点の株主である内国法人において、買収完了前の期間を含む X 年 12 月期の当該外国法人の所得が合算課税される可能性がある。

(a) 現地進出・撤退時における取扱い

<現地進出時の取扱い>

日本企業の海外進出は、現地支店や現地法人の設立以外に、海外 M&A による現地企業の取得によって行われることがある。海外 M&A は、激しいグローバル競争の中で、日本企業がスピード感を持った成長を実現していく上で重要かつ有効な手段となっている。また、M&A 後は、M&A の目的を実現させ、統合の効果を最大化するために PMI (Post Merger Integration) の成功が不可欠となる。

海外 M&A により取得した被買収企業グループに、日本の CFC 税制上のペーパーカンパニーに該当する外国関係会社が含まれていることがあるが²⁰、平成 30 年度税制改正において、買収後にこのようなペーパーカンパニー等を整理することは、企業の税務コンプライアンス上も、買収後の企業経営上も重要と考えられる一方で、ペーパーカンパニー等の整理により生じる所得がペーパーカンパニー等を存置する一因になっている状況を踏まえ、ペーパーカンパニー等²¹の整理に当たって生ずる一定の株式譲渡益を適用対象金額²²の計算上控除する措置、いわゆる PMI 特例が講じられた²³。PMI 特例においては、特定関係発生日²⁴から原則 2 年以内 (期間要件)²⁵に行われるペーパーカンパニー等の整理に際して、当該ペーパーカンパニー等 (譲渡法人) が保有する経済活動の実体のある会社の株式 (譲渡対象株式)²⁶をグループ会社 (譲渡先法人)²⁷に譲渡することで生じる株式譲渡益を、当該ペーパーカンパニー等の適用対象金額の計算上控除することが認められている。

しかし、PMI 特例には、租税回避リスクに対処し適切な課税を確保する観点から厳格な要件が課されており、現状ほとんど活用されていない。例えば、買収日等から原則として 2 年以内の事業年度に株式を譲渡することを求める期間要件について、買収後資本関係の整理に着手するまでに長期間を要し²⁸、さらに整理の際に現地で必要な手続にも時間を要すること等から、期間要件を満たせないケースが多い。また、PMI における再編スキームは

²⁰ 日本の CFC 税制上はペーパーカンパニーとして CFC 税制の適用対象となるが、買収前の親会社所在地国の CFC 税制上は CFC 税制の適用対象とされていないケースもある。

²¹ 特定外国関係会社又は対象外国関係会社で、その発行済株式等の全部又は一部が CFC 税制の適用を受ける内国法人によって保有されているものを除く (措令 39 の 15①本文、①五)。

²² 適用対象金額とは、特定外国関係会社又は対象外国関係会社の決算所得金額又は所得金額をもとに一定の調整を加えて計算した基準所得金額 (措法 66 の 6②四、措令 39 の 15①、②) から、欠損金額及び法人所得税の額を控除して計算した金額をいう (措法 66 の 6②四、措令 39 の 15⑤)。適用対象金額に請求権等勘案合算割合等に乗じることで、会社単位の合算課税の対象となる課税対象金額を算定する (措法 66 の 6①、措令 39 の 14①)。

²³ 財務省『平成 30 年度税制改正の解説』p. 683-684、措令 39 の 15①五、②十八

²⁴ 内国法人等のペーパーカンパニー等に係る株式等保有割合等が 50% 超となった場合 (当該ペーパーカンパニー等が設立された場合を除く) の当該超えることとなった日をいう。資本関係のない外国企業を買収したような一般的な海外 M&A においては、買収日になると考えられる。

²⁵ 特定関係発生日から 2 年 (現地の法令又は慣行その他やむを得ない理由により困難であると認められる場合には 5 年) を経過する日までの期間内の日を含む事業年度に行われる譲渡であること

²⁶ 特定関係発生日にペーパーカンパニー等が有する部分対象外国関係会社に該当する外国法人の株式等

²⁷ 日本親会社又は当該日本親会社に係る他の部分対象外国関係会社

²⁸ 海外 M&A に際して行うデューデリジェンスにおいて被買収企業グループの詳細まで確認することが困難であるため、買収後 1 年程度かけて実態を把握した上で 2 年目以降に現地再編が必要かどうか判断して整理に着手するケースや、現地再編に際して少数株主の同意を得るために時間を要するケースが挙げられている。

様々なものが想定される一方で、譲渡法人、譲渡先法人、譲渡対象株式等に付される要件が厳格であるために機動的な再編に対応できないとの指摘もある²⁹。

さらに、海外 M&A を促進ないしは阻害要因を除去する観点からは、外国子会社に買収完了前に既に生じていた所得については、明らかに日本の課税ベースを浸食していないことを踏まえ、CFC 税制の合算対象外とすべきとの指摘もある。

以上を踏まえ、日本企業のスピード感を持った成長を阻害することのないよう、海外 M&A により取得した外国関係会社の取扱いについて、PMI 特例の見直しを含め適切な課税範囲の検討を行う必要があると考えられる。

<現地撤退時の取扱い>

外国子会社における収益性が見通しが不透明となったこと等により現地事業から撤退する場合、通常は清算手続により、外国子会社を解散することとなる。外国子会社の清算においては通常、事業活動を停止して解散決議を行い、既存契約の履行、債権回収及び債務返済、事業用資産の売却、従業員の解雇等の清算プロセスを実施する。その後、残余財産を確定して清算配当を行う又は債務免除を受けることにより清算が終了し、外国子会社の法人格が消滅するのが一般的であるが、現地法令上必要とされる手続に長期間を要することも多い³⁰。

この点、清算中の外国関係会社について、清算前は事業を行っていて経済実体を有し CFC 税制の適用対象外であったが、清算プロセスの過程における事業用資産の売却や従業員の解雇等により経済実体を失い、清算事業年度において CFC 税制上のペーパーカンパニーと判定され、清算事業年度に生じたあらゆる所得が全部合算の対象となるケースがある。この場合、清算事業年度前の事業年度において生じた欠損金額を控除することは認められない^{31,32}。

また、最終局面において日本親会社等による債務免除が行われる場合に、外国子会社に形式的に生じる債務免除益が、経済的な実質が乏しいにもかかわらず、CFC 税制の下で合算対象となるケースがあり、CFC 税制の趣旨に照らして、このようなものまで合算課税の対象とするのは行き過ぎではないかとの指摘もなされている。この場合、合算課税を回避

²⁹ 例えば、内国法人が直接保有する外国関係会社が譲渡法人から除外されていること（譲渡法人の要件を充足しない）、経済活動基準を充足しない地域持株会社を譲渡先とする資本関係の整理が適用対象外となること（譲渡先法人の要件を充足しない）、買収日時点では経済活動基準を充足しない譲渡対象法人の経済実体を買収日後に具備するよう整えた上で譲渡するケースが対象外となること（譲渡対象株式の要件を充足しない）等により、実際の再編スキームに対応できないと指摘されている。

³⁰ 例えばフィリピン等のように、清算結了のために課税が完了した旨の証明書（タックス・クリアランス）が必要とされるため、清算結了もできないまま長期間子会社を存置せざるを得ないような国も存在する。

³¹ 特定外国関係会社又は対象外国関係会社の各事業年度の開始の前日7年以内に開始した事業年度（特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当しなかった事業年度は除く）において生じた欠損金額について、適用対象金額の計算上控除することとされている（措法 66 の 6②四、措令 39 の 15⑤一）ため、現地撤退時に生じた所得から、CFC 税制の適用対象外であった過去事業年度に生じていた欠損金額を控除することができない。

³² 合算課税の対象となった外国関係会社から受ける剰余金の配当等の額は、基本的には特定課税対象金額に達するまで益金不算入とされる（措法 66 の 8③、④）が、現地撤退時に外国関係会社に生じた欠損金額は、過去事業年度に生じた合算所得金額と相殺できないことが、不合理ではないかという指摘があった。

するために、日本親会社等が外国子会社に出資を行い、その資金で外国子会社から債務の返済を受けるいわゆる疑似 DES (Debt Equity Swap) を検討することもあるが、消滅する会社への増資にかかる稟議が必要となることや一定のリスクが生じる可能性等により、機動的な現地再編の阻害要因となっていると考えられる。

以上を踏まえ、日本企業の機動的な現地再編を阻害することのないよう、清算中の外国関係会社の取扱いや適切な課税範囲について見直しを行う必要があると考えられる。

(b) 経済活動基準等の判定

CFC 税制における経済活動基準は、①事業基準、②実体基準、③管理支配基準、④非関連者基準/所在地国基準の 4 つの基準として設けられている³³。外国関係会社がこれらのうちいずれかを満たさない場合には、会社全体としていわゆる能動的所得を得るために必要な経済活動の実体を備えていないと判断されるが、経済活動基準は昭和 53 年度の制度創設時に定められた基準が基礎となっており、国際的な事業環境の変化が十分に反映されていないことが懸念されている。

例えば管理支配基準は、会社の機能面から、外国関係会社に独立した企業としての実体があるかを判定する基準であり³⁴、法令³⁵上は、「その本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること」と定められている。また、その判定については、通達³⁶により、外国関係会社が自ら事業計画の策定等を行い、その事業計画等に従い裁量をもって事業を執行し、その結果及び責任が当該外国関係会社に帰属することを、諸要素を総合的に勘案する取扱いが示されている³⁷。

一方で、企業の海外での事業活動の拡大に伴い、親会社、子会社、関連会社等を一つの企業グループとして、グループ経営を行うケースが多く見られるようになってきている。グループ経営は、例えば事業セグメント³⁸単位で行われ、事業戦略の一貫性やグループの収益最大化の観点から、事業計画等についてグループ親会社が横断的にグループ全体の戦略を策定するケースがある。また、グループ親会社がグループ全体のガバナンスを行い、効率性の観点から小規模な子会社には機能を最小限に配分するケースもある。これらのケースに

³³ 措法 66 の 6 ②三イ、ロ、ハ

³⁴ 国税庁「外国子会社合算税制に関する Q&A (平成 29 年度改正関係等) (令和元年 6 月 20 日改訂)」

³⁵ 措法 66 の 6 ②二イ(2)、三口

³⁶ 措通 66 の 6-7、66 の 6-8

³⁷ 例えば事業計画の策定等にあたって、親会社等と協議し意見を求めることのみをもって管理支配基準を満たさないことにはならないが、親会社等の指示を仰いで職務執行しているのみであれば原則として管理支配基準を満たさないとされている(措通 66 の 6-7、国税庁「外国子会社合算税制に関する Q&A」Q5、Q6)。親会社等による指示等がどこまで認められるか必ずしも明らかでない面があることや、親会社等による指示等が制限されるとすれば事業活動を阻害する可能性が指摘されている。

³⁸ 「事業セグメント」とは、企業の構成単位で、①収益を獲得し、費用が発生する事業活動にかかわるもの(同一企業内の他の構成単位との取引に関連する収益及び費用を含む。)、②企業の最高経営意思決定機関が、当該構成単位に配分すべき資源に関する意思決定を行い、また、その業績を評価するために、その経営成績を定期的に検討するもの、③分離された財務情報を入手できるものの 3 要件全てに該当するものをいう(セグメント情報等の開示に関する会計基準 6 項)。必要に応じて集約基準に基づき複数の事業セグメントを 1 つの事業セグメントに集約したうえで(同基準 11 項)、量的基準に基づき開示すべき報告セグメントが決定される(同基準 12 項)。

において、グループ単位では合理的な経済活動を行っているにもかかわらず、また、日本からの所得移転といった問題は生じていないにもかかわらず、独立した企業としての実体が厳格に求められることで管理支配基準を満たせない場合には、合算課税の対象となる可能性が生ずることとなってしまいます。経済活動基準を充足するよう子会社の実体を整えることも考えられるが、事業上の非効率が生じるおそれがある。その他、「その本店所在地国において」その事業の管理、支配及び運営を行っていることが求められている点についても、欧州等で現地統括会社傘下に複数国の子会社が存在するケースや、国・地域単位ではなく事業セグメント単位等で経営を行うケースも多く存在すること等を踏まえ、ビジネスの実態との乖離が指摘されている。

また、実体基準は、主たる事業を行うのに必要な固定施設という物的側面から、外国関係会社に独立した企業としての実体があるかを判定する基準であるが、事業環境の変化が十分に反映されていない可能性が指摘されている。ここでいう固定施設とは、単なる物的設備ではなく、人が活動することを前提とした概念であるが³⁹、小規模の外国子会社等において原則リモートで勤務し、必要に応じてレンタルオフィスを活用して事業を行う場合等に、人が活動していることが明らかであるにもかかわらず、固定施設を有するかどうかの判断が必ずしも明確でなく、実体基準を満たさない可能性が考えられる。

その他の経済活動基準については、非関連者基準⁴⁰が事業実態を適切に反映できていないとの指摘がある。年度によっては関連者との取引が 50%以上となり、物流統括会社に係る特例⁴¹を考慮しても同基準の要件を充足できないケースがあるが、実体のある会社について、年度によって合算、非合算の判定が変動することは不合理であると考えられる。

また、租税回避リスクの有無にかかわらず、ペーパーカンパニーが一律に合算課税の対象となることにより過剰課税が生じている可能性が指摘されている。平成 29 年度改正において、事業に必要な固定施設がなく、かつ、事業の管理支配運営を自ら行っていない外国子会社、いわゆるペーパーカンパニーについて、特に租税回避のおそれが強いものとして、租税負担割合が 30%以上でない限り、会社単位の合算課税の対象とされた。その後、米国の連邦法人税率が 2018 年に 35%から 21%に引き下げられたことを一つの契機として、米国等におけるビジネスの実態に鑑みて、令和元年度税制改正においていわゆるペーパーカンパニー特例が創設され、一定の事業を行う外国関係会社が、現地の経済活動実体のある会社と一体となって活動し、事業遂行上、必要不可欠な機能を果たすと認められる等の租税回避リスクが限定的であると考えられる場合には、ペーパーカンパニーに該当しないこととされた⁴²。

³⁹ 国税庁「外国子会社合算税制に関する Q&A（平成 29 年度改正関係等）（令和元年 6 月 20 日改訂）」

⁴⁰ 非関連者基準は、主たる事業が、卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業、航空運送業又は物品賃貸業（航空機の貸付けを主たる事業とするものに限る）のいずれかに該当する外国関係会社について、その事業を主として関連者以外の者との間で行っている（すなわち非関連者からの収入金額又は仕入金額等が取引金額全体の 50%超を占める）ことを要件とする（措法 66 の 6 ②三ハ(1)）。

⁴¹ 卸売業を主たる事業とする外国関係会社が統括会社（いわゆる物流統括会社）に該当する場合には、当該外国関係会社に係る外国法人である被統括会社を、その関連者に含めずに非関連者基準の判定を行う（措令 39 の 14 の 3 ㉔）。

⁴² 財務省『令和元年度 税制改正の解説』p. 614-629

しかし、現行のペーパーカンパニー特例では、SPC（特別目的会社）を用いた事業の実態が十分に考慮されておらず、過剰課税が生じている可能性がある。例えば、電力事業や不動産事業等、事業用資産の保有を前提とする事業においては、倒産隔離や事業用資産の売却を容易にする等の観点から、実体のある現地統括会社の下に、事業用資産毎に資産保有SPCと中間SPCを設立し、一体として事業を行うことが一般的であるが、中間SPCがペーパーカンパニー特例の要件を充足しない場合⁴³には、中間SPCにおける資産保有SPC株式の譲渡益が合算対象となり、現地の事業活動が阻害される要因となっている。このような中間SPCに対する合算課税を回避するためには、資産保有SPCの保有する事業用資産を現地統括会社へ移転してから売却する必要があるが、売却を容易にする観点から中間SPCを設立した意義が損なわれる上に、事業上大きなコストが生じることとなる。

特定外国関係会社のうち、事実上のキャッシュ・ボックス⁴⁴についても、ビジネスの実態との乖離の可能性が指摘されている。BEPS 最終報告書において、豊富な資本を持ちながら、能動的な事業遂行やリスク管理に必要な機能をほとんど果たしていない事業体は租税回避リスクが高いと指摘されたことを受けて、平成29年度税制改正により、総資産に比べて受動的所得の占める割合が高い外国関係会社については、事実上のキャッシュ・ボックスとして特定外国関係会社に分類することにより合算対象とする仕組みが導入されたが⁴⁵、グループ経営を行う企業グループにとって必要な機能を果たしている外国関係会社が形式的に事実上のキャッシュ・ボックスと判定されることにより合算対象となることが懸念されるケースが指摘されている。

(3) 事務負担の増大

CFC 税制にかかる業務プロセスでは、一般に、外国子会社から必要情報を入手した上で、制度適用対象か否かの判定を行い、適用対象会社について合算所得等を計算し、申告を行う。各業務プロセスに係る事務負担としては、例えば外国子会社からの必要情報の入手において、親会社の連結財務諸表の作成に際して現地で行われるサブ連結⁴⁶を行っている場合には、サブ連結子会社である孫会社の個別財務諸表の入手にさえ相当な負担が生じていることが挙げられる。また、制度適用対象か否かの判定や合算所得等の計算において、現地税法への理解が求められることによる負担や、合算所得が生じない外国関係会社についても申告書作成や書類添付等に膨大な作業を強いられていることも挙げられる。さらに、平成29年度税制改正前のCFC税制においては、租税負担割合がトリガー税率20%以上の外国

⁴³ 例えば、ペーパーカンパニー特例の適用類型のうち持株会社である一定の外国関係会社について、収入割合要件の判定上、剰余金の配当等は考慮されるが株式譲渡益は考慮されない（措法66の6②ニイ(3)、措令39の14の3⑥一、措規22の11⑧）。また、不動産保有に係る一定の外国関係会社が、外部の現地法人等と共同で事業運営を行う場合には、被管理支配要件を充足するか否かが明確でない（措法66の6②ニイ(5)、措令39の14の3⑥一イ）。

⁴⁴ 措法66の6②二ロ、措令39の14の3⑩⑪

⁴⁵ 財務省『平成29年度税制改正の解説』p.674-675

⁴⁶ サブ連結とは、子会社（サブ連結親会社）が保有する孫会社（サブ連結子会社）についてまず連結決算を行い、当該子会社（サブ連結親会社）の連結財務諸表をベースに親会社の連結決算を行う方法をいう。大規模なグローバル企業では、サブ連結親会社により現地でグループ経営が行われているケースが多くみられる。

関係会社は一律に制度適用対象外とされていたが、平成 29 年度税制改正により租税負担割合が 20%以上 30%（令和 6 年 4 月 1 日以後開始事業年度からは 27%）未満の外国関係会社が制度適用対象か否かの判定対象となったことで、判定対象となる外国関係会社数が大幅に増加し、税務調査対応を含めた事務負担が増大している。大規模な海外展開を行っている企業や、事業上の必要性からペーパーカンパニーを活用した海外展開を行っている企業の多くはグローバル・ミニマム課税の適用対象企業であるが、これらの企業では、ペーパーカンパニーを含む多数の外国関係会社を有することから特に事務負担が大きく⁴⁷、判定対象となる外国関係会社の絞り込みによる事務負担の軽減が必要であると考えられる。

また、CFC 税制について現状生じている事務負担に加えて、グローバル・ミニマム課税導入により、両制度の適用対象企業において特に重い事務負担が生じていることも重要な課題である。グローバル・ミニマム課税の導入に伴い、プラットフォームの構築等による必要情報の回収・管理の省力化を検討している企業もあるが、両制度で異なるデータソースやデータポイントに基づき異なる計算方法を採用しているため、企業の努力による事務負担の軽減には限界が生じている。また、グローバル・ミニマム課税導入に伴う事務負担の増加に比して課税額は決して大きくないことから、経営判断として人材やシステムへの投資が行われにくく、企業の税務部門の人手不足の深刻さが増している状況である。令和 5 年度税制改正において IIR が、令和 7 年度税制改正において UTPR 及び QDMTT が法制化されたことを踏まえ、CFC 税制については令和 5 年度税制改正以降、グローバル・ミニマム課税の導入に伴う事務負担軽減のための見直しが行われてきた。今後、令和 8 年度に移行期間 CbCR セーフハーバーの適用期間が終了する⁴⁸ことも考慮すると、CFC 税制についてさらに抜本の見直しを行うことで、特に両制度の適用対象企業に生じている事務負担を十分に軽減する必要があると考えられる。

(4) その他

CFC 税制については、前述した以外にも様々な課題が認識されているが、主なものとしては以下のケースが挙げられる。

まず、内国法人の取扱いや内国法人が本邦から事業を行った場合と比較して税負担が重くなるケースが指摘されている。例えば、内国法人における受取配当等の益金不算入制度においては、内国法人との間に完全支配関係がある法人が有する株式等を含めて保有割合の判定が行われる⁴⁹が、CFC 税制において合算所得の計算上控除される配当等については、

⁴⁷ 多数の外国子会社を有する日本親会社においては、外国子会社の情報収集について、税務担当者のみでなく経理担当者や営業担当者にも相当の事務負担が生じている。1,000 社以上の外国子会社を有する企業において、CFC 税制の申告対応及びその後の税務調査対応に延べ約 3,000 時間・人の工数を要した年が確認された例もある。さらに、現地子会社側においても、小規模な会社等では税務担当者がいないケースもある中で、日本の CFC 税制を理解して日本親会社からの質問等に適切に対応するための負担が生じている。

⁴⁸ 3 月決算の日本企業の場合、令和 7 年 3 月期から令和 9 年 3 月期までの 3 対象会計年度において適用される。

⁴⁹ 令和 2 年度税制改正により、受取配当益金不算入制度においてはグループ通算制度を適用しているか否かにかかわらず、内国法人との間に完全支配関係がある法人が有する株式等を含めて保有割合の判定を行うこととなった。

保有割合等が 25%以上であるか否かの判定は外国関係会社の直接保有割合のみにより行われ、100%グループ内の他の法人の保有割合等は考慮されない⁵⁰。また、内国法人における外国子会社配当益金不算入制度においては、租税条約の二重課税排除条項で軽減された保有割合⁵¹や適格組織再編成が行われた場合の保有期間の通算⁵²が考慮されるが、CFC 税制において合算所得の計算上控除される配当等では考慮されず、内国法人と比較して不利な取扱いになっている可能性が考えられる。

また、米国の GILTI や Subpart F 等、他国の CFC 課税と日本の CFC 課税が二重に適用されるケースが考えられる。基準所得金額の計算方法としていわゆる現地法令方式⁵³を選択している場合にこのような二重適用が生じる可能性があるため、税務当局に計算方法の変更の承認を受けるための申請を行う必要があるが、承認を受けるための事務負担が生じる⁵⁴ことに加え、計算方法の選択により異なる計算結果がもたらされることは必ずしも適切ではないと考えられる。

さらに、買収直後に行われる PMI の局面に限らず、過去に実施した海外 M&A により取得した外国子会社や自社で設立した外国子会社についても、事業環境の変化等による経営上のニーズからグループ内再編を検討することがあるが、税制により機動的なグループ内再編が阻害されているケースがある。例えば、グループ内再編の過程で非課税所得が生じ CFC 税制の合算対象となるケースが挙げられる。また、過去に買収した企業グループの資本構造が複雑で、配当で資金還流しようとする色々な国を経由することで非効率が生じる場合のように、現物分配により外国子会社株式を日本の親会社に直接保有させるケースが想定されるが、CFC 税制を含めた日本での課税関係が複雑になることがある。

その他にも、CFC 税制に係る税務調査件数等は近年増加傾向にある⁵⁵が、確定申告において CFC 税制の適用対象でないと判断していた外国関係会社について、その後の税務調査で合算課税の適用を受けることとなった場合に、当該外国関係会社の子会社から受領した配当等の額を合算所得から控除できないケースが指摘されている。すなわち、特定外国

⁵⁰ 全部合算課税の対象から控除される配当等については措令 39 の 15①四、②十七、部分合算課税の対象から控除される配当等については措法 66 の 6⑥一イ、措令 39 の 17 の 3⑥

⁵¹ 日本と配当支払国との間の租税条約において外国子会社配当益金不算入制度の保有割合要件が 25%未満まで軽減されている場合には、当該軽減された割合以上を保有する子会社からの受取配当等の額が益金不算入となる（法法 23 の 2①、法令 22 の 4⑦）。

⁵² 内国法人が適格組織再編成により被合併法人等から外国法人株式等の 25%以上の移転を受けた場合、当該被合併法人等が当該外国法人株式等を保有していた期間を含めて、外国子会社配当益金不算入制度における保有期間要件の 6 カ月以上の判定を行うことが認められている（法法 23 の 2⑧、法令 22 の 4⑥）。

⁵³ 基準所得金額は、外国関係会社の決算所得金額をもとに本邦法令に準拠して再計算する方法（いわゆる本邦法令方式、措令 39 の 15①）と、外国関係会社の本店所在地国法令により計算した所得金額をもとに本邦法令に従って一定の調整を加えて計算する方法（いわゆる現地法令方式、措令 39 の 15②）のいずれかを選択して計算する。

⁵⁴ 基準所得金額の計算方法を初めて選択するときには特段の手続は不要であるが、選択した方法は継続して適用し、本邦法令方式から現地法令方式へ、あるいはその逆の変更を行う場合には、あらかじめ納税地の所轄税務署長の承認を受ける必要がある（措令 39 の 15⑩）。当該承認を受けるための申請の手続に関する定めは法令上特段なく、承認を受けるために事務負担が生じているケースがある。

⁵⁵ 国税庁「【報道発表資料】法人税等の調査事績の概要」。納税者が過度な負担を強いられることがないよう、税務調査の執行アプローチや運用を見直すことが重要であるとの意見もある。

関係会社及び対象外国関係会社における基準所得金額の計算上控除される配当等について、その計算に関する明細書の添付を求める当初申告要件が課されている⁵⁶が、確定申告においてCFC税制の適用対象外と判断していた会社について、一般的に明細書の添付は行われない。したがって、税務調査により合算課税の適用を受けることとなった外国関係会社について、当初申告要件を満たさないものとして配当控除が受けられないケースが生じることがある⁵⁷。さらに、当該事態を回避するために、CFC税制の適用対象外と判断した外国関係会社についても保守的に明細書の添付が検討されるとすれば、事務負担の増加につながる可能性が懸念される。

IV 我が国のCFC税制の見直しの方向性

1. 今後のCFC税制の見直しに向けた対応方針

CFC税制はグローバル・ミニマム課税と目的を異にする別の仕組みと整理されているが、グローバル・ミニマム課税によって実質的に世界中のあらゆる国・地域において15%の最低税率での課税が確保されることになれば、軽課税国への資産移転に係る誘因が一定程度低下することが期待される。このことから、グローバル・ミニマム課税は、BEPS最終報告書の行動1「電子経済の課税上の課題への対処」への対応として国際合意されたものであるとともに、実質的には行動3「CFC税制の強化」で議論された、軽課税国等に設立された外国子会社を用いた課税ベースの浸食リスクを一定程度抑止する効果があると考えられる。一方、CFC税制については、前述したように制度導入後その目的が変遷していると考えられているが、防止すべき租税回避の概念や範囲が必ずしも明確でなく、本来の制度趣旨を越えた過剰課税の可能性が懸念されている。このような状況に鑑みると、グローバル・ミニマム課税の導入を踏まえ、CFC税制の制度趣旨について改めて明確化した上で、合算対象となる所得の範囲について検討する意義があると考えられる。

また、CFC税制においては、足下で既に、経済的な実体のある外国子会社の所得が合算対象とされることによる過剰課税や、両制度の適用対象企業における事務負担の増加により、日本企業の国際競争力の維持・強化が阻害されている状況である。このため、企業の実例に基づき過剰課税や事務負担の増加の要因を整理し、個別に必要な見直しを検討することについても、継続的に取り組むべきである。

さらに、海外進出企業を取り巻く事業環境の変化や諸外国における法人税等の負担水準の動向を踏まえた見直しも重要である。特に、重要な投資先国等の動向が、日本企業の海外事業活動に重要な影響を及ぼすと想定される場合には、必要な見直しを検討するべきである。

⁵⁶ 措令39の15⑨

⁵⁷ なお、明細書の「添付がなかったことについて税務署長がやむを得ない事情があると認める場合」には当初申告要件は求められないこととされている（措令39の15⑨ただし書き）。

2. 各課題に係る見直しの方向性

(1) 制度趣旨の整理とそれに基づく見直しの方向性

最低税率 15%を確保することで税源浸食に対処するグローバル・ミニマム課税の導入を契機として、我が国の CFC 税制の趣旨は、基本的には軽課税国への所得移転による日本の課税ベースの浸食⁵⁸を防止するものであると整理できると考えられる⁵⁹。CFC 税制において法的安定性や予測可能性を確保すべく具体的な要件が設定されていることを踏まえると、日本の課税ベース浸食の観点から外国子会社の全ての所得について合算対象とすべきか否かの見直しを行うことは困難であると考えられるが、日本の課税ベースを浸食していないことが明らかであるにもかかわらず合算対象となっているケースについては、優先的に取扱いの見直しを検討する必要があると考えられる。例えば、海外 M&A により取得した外国関係会社において、買収完了前に既に生じていた所得が買収後に実現したと考えられる場合については、明らかに日本の課税ベースを浸食していない。他方で、買収価格にはその所得分も織り込まれていると考えられるため、その所得分にも合算課税がなされれば、二重で支出が生じる結果となりかねないことから、合算対象外とすることを優先的に検討すべきと考えられる。また、その他の日本の課税ベースを浸食していないにもかかわらず合算対象となっていると考えられるケースについても、見直しの必要性について検討していくことが重要である。

(2) 過剰課税の解消

(a) 現地進出・撤退時における取扱い

<現地進出時の取扱い>

海外 M&A により取得した外国関係会社の取扱いの見直しとしては、海外 M&A により取得した外国関係会社において、買収完了前に既に生じていた所得が買収後に実現したケースについて、日本の課税ベースの浸食は生じていないことに基づき、合算課税の対象外とするための措置を講じるべきである。ただし、外国関係会社に買収完了前に既に生じていた所得と、外国関係会社が買収後に稼得した所得を正確に切り分けることは困難であるため、買収後徐々に統合が進み、買収後に稼得した所得が徐々に増加していくこと等を考慮して、期間や所得の内容、あるいは双方の組み合わせの観点から、合算対象外とする範囲を適切に設定する必要がある。

⁵⁸ 自国親会社が直接稼得していれば課税されていたものを低税率国の子会社に稼得させることで我が国の課税権が及ばなくなること（長戸貴之「外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の趣旨とその解釈のあり方」増井ほか『市場・国家と法 - 中里実先生古稀祝賀論文集』）を指すという考え方もある。

⁵⁹ みずほ CFC 課税事件最高裁判決（令和 5 年 11 月 6 日）の調査官解説では、CFC 税制の制度趣旨につき、課税の繰延の防止という説明をすることはできず、むしろ、「所得の外国子会社へのいわば付け替えによる日本の課税ベースの浸食の防止の観点から説明されることとなろう（増井良啓=宮崎裕子『国際租税法 [第 4 版]』187 頁、193 頁、保井久理子『外国子会社合算税制における新しい概念について』税務大学校論議 71 号 337 頁等）」と述べられている。

まず、期間の観点からは、海外 M&A により取得した外国関係会社について、合算課税を買収後一定期間猶予することが考えられる⁶⁰。買収後一定期間として適切な期間については、例えば、PMI 特例の期間要件に関して、買収後 2 年以内に現地資本関係の整理等を行うことは難しいケースがあることも踏まえ、租税回避を防止し CFC 税制による適切な課税を確保することのバランスを考慮して検討する必要がある。なお、本見直しにより、外国関係会社を買収後直ちに合算課税の対象となることによる事務負担の軽減も見込まれる。

また、所得の内容の観点からは、海外 M&A により取得した外国関係会社について、一定の所得を合算対象外とすることが考えられる。合算対象外とする一定の所得については、例えば一定の株式譲渡益や事業譲渡により生じた資産譲渡益等の、買収完了前に生じていた含み益が実現したと考えられる所得に限定した上で⁶¹、当該措置を利用した租税回避⁶²に対処するための一定の制限を付すことが考えられる。

なお、上記措置を検討するにあたっては、現行の PMI 特例との関係についても整理する必要がある。この点、平成 30 年度税制改正において、ペーパーカンパニー等において生ずる適切な課税を確保しつつ、PMI による不要なペーパーカンパニー等の整理を促す趣旨で PMI 特例が創設されたが⁶³、上記措置は、PMI による不要なペーパーカンパニー等の整理に限らず、より広範に PMI を促進し、日本企業の海外 M&A のシナジー最大化に資するものであると考えられることから、例えば、趣旨の拡大を含めた PMI 特例の抜本的見直しと位置付け、措置することが考えられる。

一方で、現行の PMI 特例の趣旨のもとで、各要件について生じている実務上の課題を整理した上で、租税回避リスクが限定的であることに留意しつつ、ビジネスの実態に合わせて各要件を見直すことにも一定の効果が見込まれると考えられる。

<現地撤退時の取扱い>

清算中の外国関係会社の取扱いの見直しにあたっては、一定の清算中の外国関係会社について、清算手続開始前の事業実体を考慮した経済活動基準の判定やペーパーカンパニーの判定を認める措置を講じることが考えられる。これにより、それまで合算対象となっていなかった外国関係会社が、清算事業年度においてのみ、あらゆる所得に対して全部合算の対象となる事態に一定程度対処することができると考えられる。

しかし、清算手続開始前の事業実体を考慮した経済活動基準等の判定を認めたとしても、

⁶⁰ 例えば、英国の CFC 税制では、英国法人が新設または買収により取得した外国子会社は、初めて外国子会社となった日から 12 か月間 (=適用猶予期間) は CFC 税制の適用が猶予される。ただし、適用猶予期間に該当するために、英国法人は、適用猶予期間直後の期間において、CFC 課税の対象となっていない状態で外国子会社を引き続き有していなければならない。

⁶¹ 組織再編税制においては、多額の含み損を有する資産を利用した租税回避を防止する観点から、特定資産の譲渡等損失額の損金不算入制度が定められている。例えば、このような既存の制度の考えを応用して、買収時の時価純資産価額と簿価純資産価額の差額を基準として制限する等、企業にとって事務負担の少ない仕組みを検討することも考えられる。

⁶² 例えば、買収後一定期間内に、当該措置の対象となる外国関係会社は無形資産や一定規模の事業等を移転させることで合算課税を回避することが考えられる。

⁶³ 財務省『平成 30 年度税制改正の解説』p. 684

清算中の会社において生じた所得が CFC 税制上の非課税所得に該当すれば、租税負担割合が低下し、部分合算課税の対象となる可能性がある。そのため、財政難に陥っている企業に対する救済等の政策的な目的により現地で非課税と認められた所得が日本の CFC 税制で合算対象とならないよう、内国法人に対する課税とのバランスやグローバル・ミニマム課税において一定の債務免除益に対する特例措置⁶⁴が設けられていること等を考慮した上で、追加の措置を講じることが考えられる。例えば、清算中の内国法人については、残余財産がないと見込まれる場合に期限切れ欠損金の損金算入が認められている⁶⁵ことを考慮して、一定の清算中の外国関係会社において生じた債務免除益等⁶⁶を、全部合算対象及び租税負担割合の分母から除外する等の措置が考えられる。また、債務免除を受けた債務者側において債務免除益に対する合算課税が生じることはある程度やむを得ないとしても、当該債務免除益の実質的な利益発生⁶⁷の蓋然性に鑑みれば、それを部分合算対象となる異常所得⁶⁷として取り扱うべきかどうかは別途の考慮があって然るべきものと考えられる。

(b) 経済活動基準等の判定

経済活動基準における管理支配基準及びペーパーカンパニー判定における管理支配基準⁶⁸において、外国関係会社⁶⁹がその事業の管理、支配及び運営を「本店所在地国において」「自ら」行うことが求められているが、グループ経営が複数の国にまたがり広く行われているビジネスの実態と制度に乖離が生じている。そのため、外国関係会社⁶⁹がその事業の管理、支配及び運営の一部を自ら行っていれば、残りの一部がグループ会社⁶⁹により行われていたとしても、その合理性が客観的に認められる場合については、管理支配基準の充足を認める取扱いを明確にすることが考えられる。例えば、日々のオペレーションを自社で行っているような、人員を有し事業活動を行っていることが明らかな外国関係会社⁶⁹については、事業セグメント等を基礎とした特定事業を行う企業群をグループとして、グループ全体の事業計画の策定等が行われていたとしてもその合理性が客観的に認められることから、このような人の活動を前提とした外国関係会社⁶⁹については管理支配基準の充足を認め、独立した企業としての実体が厳格に求められる現行の取扱いを緩和することが考えられる。

⁶⁴ 客観的かつ明確な基準により財政難にあると判断される場合に行われる一定の債務免除等について、一定の債務免除益を GloBE 所得から除外する特例が認められている（法令 155 の 28）。

⁶⁵ 法法 59④

⁶⁶ 債務免除益以外に、現地で非課税となる資産譲渡益、清算完了までの必要資金の留保に伴い発生する利息、清算手続開始前から継続している事業収入等で受動的所得に該当するものへの対処についても検討すべきとの意見もある。

⁶⁷ 平成 29 年度税制改正において、部分対象外国関係会社の資産規模や人員等の経済実態に照らせば、その事業から通常生じ得ず、発生する根拠のないと考えられる所得について、異常所得として部分合算課税の対象とすることとされた（財務省『平成 29 年度税制改正の解説』p. 711）。資産、人件費及び減価償却費の裏付けの無い部分の金額が異常所得となる（措法 66 の 6 ⑥十一、措令 39 の 17 の 3 ㉗-㉙）ため、清算中の外国関係会社の事業用資産売却等により異常所得が生じる可能性に対処すべきであるとの意見もある。

⁶⁸ 措法 66 の 6 ②三ロ、②二イ（1）

⁶⁹ 現地統括会社傘下に複数国の子会社が存在するケースや、国・地域単位でなく事業セグメント単位等で経営を行うケースも多く存在すること等を踏まえ（本報告書Ⅲ. 2. (2) (b) 参照）、グループ会社には、同一国・地域のグループ会社のみでなく、同一国・地域以外のグループ会社を含めるべきとの意見がある。

また、経済活動基準における実体基準及びペーパーカンパニー判定における実体基準⁷⁰については、人員を有し事業活動を行っていることが明らかな外国関係会社が、固定施設の有無を柔軟に判断することができるよう⁷¹、取扱いを明確化⁷²することが望まれる。

非関連者基準については、例えば、グループ企業の商流を合理化するいわゆる物流統括会社の事業実態をより適切に反映するために、物流統括会社に係る特例における「被統括会社」の保有割合要件⁷³を、直接保有割合のみでなく、グループ全体の保有割合により判定することが考えられる。

また、日々のオペレーションを自社で行っているような、人の活動を前提とした外国関係会社以外にも、例えばリスク隔離等のために実体のある現地統括会社の下に設立された中間 SPC のように、事業上の合理性が認められるペーパーカンパニーに関する取扱いについて、租税回避リスクに十分に留意した上で見直しを検討する必要がある。

この点、既にペーパーカンパニー特例により、一定の事業を行う外国関係会社⁷⁴が、実体のあるグループ会社である管理支配会社⁷⁵の事業遂行上欠くことのできない機能を果たしている⁷⁶等の場合に、管理支配会社によってその事業の管理、支配及び運営が行われているか否か判定することが認められている⁷⁷ことを踏まえると、ペーパーカンパニー特例の適用範囲の拡大により対処することが考えられる。例えば、令和元年度税制改正時には、米国での事業が主に想定され、合算対象とならない子会社配当等が収益の大宗である外国関係会社や、実体のあるビジネスに関して用いられている本店所在地国の不動産や資源等を源泉とするものが収益の大宗である外国関係会社が対象とされたが⁷⁸、他国においてもペーパーカンパニーを活用した事業が幅広く行われていることを考慮すると、特定の事業に限らず一般化した形で、ペーパーカンパニー特例によるグループ会社による事業の管理、支配及び運営が認められる範囲を拡大することが考えられる。

一方で、ペーパーカンパニーにおいては、租税回避防止の観点から、日々のオペレーションを自社で行っているような、人の活動を前提とした外国関係会社に比べ、より厳格な

⁷⁰ 措法 66 の 6 ②三ロ、②二イ(2)

⁷¹ ホームオフィス PE に関する取扱い (OECD モデル租税条約第 5 条コメントリー、OECD 「Updated guidance on tax treaties and the impact of the COVID-19 pandemic (2021 年 1 月公表)」) 等も考慮すべきとの意見がある。

⁷² 例えば、現在公表されている国税庁「外国子会社合算税制に関する Q&A (平成 29 年度改正関係等) (令和元年 6 月 20 日改訂)」に事業環境の変化を踏まえた事例を追加することが考えられる。

⁷³ 措令 39 の 14 の 3 ⑱

⁷⁴ 事業要件により、特定子会社の株式等を保有する外国関係会社、不動産保有に係る一定の外国関係会社、資源開発等プロジェクトに係る一定の外国関係会社が対象となる。

⁷⁵ 管理支配会社とは、内国法人に係る部分対象外国関係会社に該当し、その本店所在地国においてその役員又は使用人がその主たる事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務のすべてに従事しているものをいう (措法 66 の 6 ②二イ(4))。

⁷⁶ 不可欠機能要件という (措法 66 の 6 ②二イ(4)等)。

⁷⁷ 特定子会社の株式等を保有する外国関係会社、不動産保有に係る一定の外国関係会社、資源開発等プロジェクトに係る一定の外国関係会社については、他の要件 (事業要件、不可欠機能要件、所在地国要件、課税要件、収入割合要件、資産割合要件) をすべて充足し、被管理支配要件 (①管理支配会社による管理・支配・運営、②管理支配会社の役員または使用人による通常必要な業務への従事) を充足する場合に、特定外国関係会社としてのペーパーカンパニーの範囲から除外される。

⁷⁸ 財務省『令和元年度税制改正の解説』p. 614

判定が求められると考えられる。したがって、例えば、ペーパーカンパニー特例の適用範囲拡大に際しては、対象となる日本親会社を、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度の下で、外部監査人による内部統制についての監査も実施される有価証券報告書提出会社⁷⁹に限定した上で、合理性が客観的に認められる場合等の要件を付すといった検討が必要になると考えられる。

特定外国関係会社のうち、事実上のキャッシュ・ボックスについても、グループ経営を行う企業グループにとって必要な機能を果たしている外国関係会社が形式的に事実上のキャッシュ・ボックスと判定されるケースに対する措置を検討することが考えられる。

(3) 事務負担の軽減

我が国の CFC 税制においては、租税回避行為を適切に防止する必要性と、企業の事務負担とのバランス等を勘案して、租税負担割合による適用免除税率（平成 29 年度税制改正前においては、制度適用の有無を入口で判定するための基準であるトリガー税率）が設けられている。平成 4 年度税制改正において、当時の本邦法人税負担のおよそ半分を目安として 25%のトリガー税率が導入されて以降、諸外国の法人税率引下げに伴う企業の事務負担の増加や、グローバル・ミニマム課税導入により企業に追加的な事務負担が生じることを契機として、税率について累次の見直しが行われている⁸⁰。したがって、更なる事務負担の軽減を図るための措置としては、適用免除税率の引下げが考えられる。現在の本邦法人税の実効税率約 30%の半分であることや、グローバル・ミニマム課税において基準税率が 15%と国際的に合意されたこと等⁸¹を踏まえ、対象外国関係会社及び部分対象外国関係会社に係る適用免除税率を 20%以上から 15%以上に引き下げることにより、制度適用対象か否かの判定対象となる外国関係会社の数が減少し、大幅な事務負担の軽減が見込まれる。

また、グローバル・ミニマム課税（IIR）と CFC 税制は、目的を異にする別個の仕組みであると整理されている一方で、親会社等において外国子会社等の所得に対して課税するという点で類似する性質を有することから、可能な限り両制度の共通化を図ることも考えられる。この場合、グローバル・ミニマム課税については、コモン・アプローチを前提として GloBE ルールに整合する形での法制化が求められ、我が国独自の見直しは不可能であることを考慮すると、CFC 税制を国際合意されたグローバル・ミニマム課税に合わせる形で、両制度の共通化を図るべきである。例えば、CFC 税制における適用免除税率の判定の際に、租税負担割合に代えて、グローバル・ミニマム課税で算定される ETR、すなわちセーフハーバーが適用される場合には簡易 ETR⁸²の、本則計算を実施している場合には本則 ETR の、

⁷⁹ 有価証券報告書の虚偽表示に係る罰則や内部統制報告制度（J-SOX）の適用により、内部統制が一定程度整備されていると考えられる。

⁸⁰ 本報告書Ⅱ. 2【表 2】参照

⁸¹ ドイツでは、グローバル・ミニマム課税の最低税率との整合性から、CFC 税制の対象となる低税率の基準が 25%未満から 15%未満に引き下げられている（本報告書Ⅰ. 2 参照）。

⁸² 移行期間においては CbCR セーフハーバーにおける簡易 ETR（適格財務諸表における法人税等及び法人税等調整額に一定の調整を加えた金額を分子、適格 CbCR における税引前当期純利益に一定の調整を加えた金額を分母として算定）を、その後は今後明らかになることが期待されている恒久的セーフハーバーにおける簡易 ETR を用いることが考えられる。

それぞれ選択適用を、一定期間の継続適用を前提として認め⁸³、グローバル・ミニマム課税で用いられる情報や計算結果を CFC 税制でも利活用することで、両制度の情報収集や計算について二重で生じている負担を一定程度軽減することが期待される。税法ベースで算定される租税負担割合と、会計数値を基に所定の調整を加えて算定される ETR には差異が生じることが想定されるが、会計と税務の差異の多くは中長期的に収斂する一時差異であると考えられる⁸⁴、一定期間の継続適用を前提とすることで、会計と税務の差異については許容しうると考えられる。一方で、例えば、株式譲渡益のような、租税負担割合と ETR の重要な差異の要因となることが想定される項目について、ETR を租税負担割合に近づけるための調整が必要か否か、必要な場合において金額の閾値を設けるか否か等の詳細については、今後明らかになることが期待されている恒久的セーフハーバーの内容等も踏まえ、さらなる検討が必要である。

なお、事務負担軽減等の措置を講じる際には、グローバル・ミニマム課税適用対象企業と適用対象外企業との間の公平性を考慮する必要がある。例えば、グローバル・ミニマム課税の導入以前から生じている CFC 税制上の課題に対処する観点からは、全ての企業に対して措置を認め、CFC 税制上の公平性を担保することが考えられる。一方で、両制度の対象となる企業には特に重い事務負担が生じるため、グローバル・ミニマム課税適用対象企業に限定した措置を認めることで、事務負担に関しての公平性に資するとも考えられる。

(4) その他

その他の主な課題として挙げられた各ケースについて、例えば以下のような見直しを継続的に検討すべきと考えられる。

CFC 税制について、内国法人の取扱いや内国法人が本邦から事業を行う場合との整合性の観点からの見直しが必要である。例えば、合算課税の適用を受ける外国関係会社はその子会社から受領した配当等について、合算所得の計算上控除される配当等に該当するか否かを判定する際に、100%グループ全体での保有割合等や、租税条約の二重課税排除条項で軽減された保有割合等、適格組織再編成が行われた場合の保有期間の通算を認めること等が考えられる。

また、基準所得金額の計算方法の選択等により重要な差異をもたらす取扱いについても見直しを行い、他国の CFC 課税と日本の CFC 課税が二重に適用されるケース等に対処する必要があると考えられる。

さらに、経営上のニーズから行われる機動的なグループ内再編を阻害しない観点からは、グループ内再編の過程で生じる所得の取扱いについて検討することが考えられる。例えば、外国子会社株式を国外から国内に移転するクロスボーダー現物分配については、内国法人がどのような形で外国子会社株式の税務上の簿価を引き継ぐべきか等について、理

⁸³ イタリアでは、グローバル・ミニマム課税の導入に伴い、CFC 税制の対象となる外国子会社等の判定において、会計数値をベースとした簡易な実効税率テストが導入されている（本報告書 I. 2 参照）。

⁸⁴ 経済産業省「令和 4 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（諸外国等における経済の電子化を踏まえた課税の動向及びそれを踏まえた我が国の国際課税制度の在り方等に係る調査研究事業）調査報告書」p. 277-281 参照

論的に整理する必要があると考えられる。また、前述した管理支配基準の見直し等により、合理的なグループ内再編の過程で生じる所得への合算課税を一定程度、防ぐことができる可能性があると考えられる。

確定申告において CFC 税制の適用対象でないと判断していた外国関係会社について、その後の税務調査で合算課税の適用を受けることとなった場合に、当初申告要件を満たさないものとして配当控除が受けられないケースが生ずることがある。そのため、特定外国関係会社及び対象外国関係会社の基準所得金額の計算上控除される配当等に係る当初申告要件を廃止⁸⁵し、配当控除が認められない事態に対処する必要があると考えられる。

V 諸外国の税制措置とグローバル・ミニマム課税の関係

1. グローバル・ミニマム課税における税制措置の取扱い

GloBE ルールにおいて、通常の税額控除は、税額の減少として ETR 分子から減算されるが、実質的に政府補助金と同じ性質を有する適格給付付き税額控除 (Qualified Refundable Tax Credit : QRTC)⁸⁶及び QRTC との類似性が認められる適格適用者変更税額控除 (Marketable Transferable Tax Credit : MTTC)⁸⁷については、収益として ETR 分母に加算され、ETR の低下が緩和される。

諸外国の税制措置について、英国、ドイツ、フランス等の欧州諸国においては、既存の研究開発税制が還付可能なものとして QRTC に該当すると考えられる。また、タイ、ベトナム、シンガポール等の東南アジア諸国では、グローバル・ミニマム課税に与える影響を緩和するための措置や QRTC に該当することを目指した還付可能税額控除の導入が公表されている。

2. 諸外国の税制措置がグローバル・ミニマム課税の計算に与える影響

税制措置による ETR 低減効果は一定程度認められるが、日本企業が現地で実体のあるビジネスを行う場合には、GloBE ルールにおいて一定の人件費及び一定の有形資産簿価の 5% を実質ベースの所得除外 (SBIE) として GloBE 純所得から控除することが認められていることにより、トップアップ税額への影響は緩和されている。こうした観点からは、グローバル・ミニマム課税は公平な競争条件の確保に一定程度資すると考えられる。なお、

⁸⁵ 平成 23 年 12 月改正により、法人税法における当初申告要件の見直しが行われ、受取配当等の益金不算入 (法法 23) や外国子会社配当益金不算入 (法法 23 の 2) に係る当初申告要件は廃止されている。

⁸⁶ QRTC とは、税額控除を認める国・地域の法律に基づき、控除を受けるための条件を満たした時から 4 年以内に、現金又は現金同等物として支払われるように設計された税額控除をいう。日本では令和 5 年度税制改正により、適格給付付き税額控除額の取扱いが法制化された (法令 155 の 18②十二、③十一、155 の 35②二八、②三〇)。

⁸⁷ MTTC とは、法的譲渡性基準及び市場性基準を充足する譲渡可能な税額控除をいう。OECD より 2023 年 7 月に公表された執行ガイダンスにおいてその取扱いが示され、日本では令和 6 年度税制改正により、適格適用者変更税額控除額の取扱いが法制化された (法令 155 の 18②十二、③十一、155 の 35②二八、②三〇)。

QRTC 等の一定の税制措置が、ETR 分子の減額ではなく ETR 分母への加算と取り扱われることをどのように評価するのかについては、今後検討する必要があると考えられる。

VI まとめ

令和 5 年度税制改正以降、グローバル・ミニマム課税が導入され、日本企業を取り巻く国際課税環境に大きな変化が生じている。CFC 税制は外国子会社等を利用した租税回避を防止するための制度として引き続き重要である⁸⁸一方で、国際課税制度が日本企業の国際競争力を阻害することのないよう、グローバル・ミニマム課税の導入を背景として、ビジネスの実態を踏まえて CFC 税制の見直しを行い、日本企業に生じている過剰課税や過度なコンプライアンスコストを軽減することが必要である。

⁸⁸ 外国子会社配当益金不算入制度の導入により、CFC 税制の目的を課税繰延の防止と捉えることは困難となったと考えられているが、本邦 CFC 税制は、外国子会社配当益金不算入制度の対象とならない内国法人や個人も適用対象としている点については留意する必要がある。なお諸外国では、例えば米国において、外国投資ファンドを保有する個人に対する課税繰延防止措置として PFIC (Passive Foreign Investment Company) 制度が導入されているように、個人等に対する租税回避防止措置を CFC 税制とは別に導入している国も見られる。

委員等名簿

(五十音順、敬称略)

<委員> ◎座長

- ・新井 努 (三菱商事株式会社 主計部 税務チームリーダー)
 - ・池上 彰朗 (パナソニック ホールディングス株式会社 グループ CFO 付 税務担当 上席主幹 (グループ税務責任者))
 - ・太田 洋 (西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士)
 - ・岡村 忠生 (京都大学名誉教授)
 - ・久保 輝幸 (伊藤忠商事株式会社 経理部 税務室長)
 - ・白土 晴久 (PwC 税理士法人 パートナー 公認会計士・税理士)
 - ・曾我部 彩 (トヨタ自動車株式会社 経理部 主計室 税務グループ 主幹)
 - ・竹中 英道 (ソニーグループ株式会社 グローバル経理センター 税務政策専任部長)
 - ・林 博之 (デロイト トーマツ税理士法人 International Tax and M&A パートナー 公認会計士・税理士)
 - ・判治 禎之 (キヤノン株式会社 税務会計課長)
- ◎吉村 政穂 (一橋大学大学院法学研究科教授)
- ・梁 文馨 (株式会社日立製作所 財務統括本部 財務本部 シニアダイレクター (グローバル税務担当))
 - ・渡辺 徹也 (早稲田大学法学学術院教授)

<オブザーバー>

○経済団体

- ・一般社団法人日本経済団体連合会
- ・一般社団法人日本貿易会

○関係省庁

- ・財務省主税局参事官室
- ・国税庁調査査察部調査課
- ・金融庁総合政策局総合政策課
- ・経済産業省経済産業政策局企業行動課

開催実績

第1回（2024年11月20日）

○テーマ：CFC税制の位置づけ・見直しの方向性について

第2回（2025年2月5日）

○テーマ：CFC税制の目的及び役割について、過剰課税の解消に係る見直しについて、事務負担軽減のための見直しについて

第3回（2025年4月2日）

○テーマ：第1回及び第2回での議論等を踏まえた課題等整理、グローバル・ミニマム課税と諸外国の税制措置の関係

第4回（2025年5月21日）

○テーマ：報告書（案）について